

令和8年度就学援助制度のご案内

岩出市では、公立の小・中学校(支援学校を除く)に通学するお子さんのいる家庭で、経済的な理由で援助が必要な岩出市在住の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助しています。

下記の申請要件に該当し、援助を希望される方は、必要書類を添えて、学校へお申し込みください。

※**就学援助の申請は毎年度必要**です。前年度受給された方も、必ず申請してください。

※**保護者全員**が申請要件に該当する必要があります。

対象者/必要書類(申請要件が重複する場合、証明書類はいずれか一つを提出してください。)

	申請要件	証明書類
①	児童扶養手当を受給している方 ※「児童手当」とは異なります。	児童扶養手当証書(紫色)の写し(全面) ※申請中の方は、就学援助受給申請書に児童扶養手当の申請日を記入してください。別途、添付書類の提出期日を通知します。
②	令和7年度または令和8年度に、生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況の変更や指示違反による場合は対象外です。	保護廃止(停止)決定通知書の写し
③	令和7年度または令和8年度において、市民税が非課税で、かつ「障害者・ひとり親・寡婦」のいずれかに該当する方	障害者・ひとり親・寡婦のいずれかの記載がある非課税証明書 ※未申告の場合は申告必要 ※保護者全員の証明が必要
④	国民年金保険料を減免されている方 ※若年者納付猶予を除く。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し ※保護者全員の証明が必要
⑤	小学6年生・中学3年生の児童生徒の保護者で、生活保護を受けている方	生活保護受給証明書または保護決定(変更)通知書の写し
⑥	令和7年度または令和8年度において災害等により次の税(市民税、個人事業税、固定資産税)のいずれかを減免された方	減免を証する書類またはその写し
⑦	令和7年度または令和8年度において岩出市国民健康保険税の減免に関する規則により国民健康保険税を10分の10免除されている方	減免を証する書類またはその写し

注意)要件に該当していても、下記所得限度額を超える方が同一世帯にいる保護者は、就学援助を受けられません。就学援助では、生計や住民票を別にしていても、同居している場合は同一世帯とみなします。また、単身赴任などにより同居はしていないが、生計を同一としている場合も同一世帯となります。

住民税の扶養控除の人数	同居の方の所得限度額	同居の方の扶養親族に下記に該当する方がいる場合は、左の所得制限額に下の額を加算します。
0人	236万円以上	老人扶養親族(住民税の扶養控除の人数と同数の場合は1人を除き)1人につき6万円
1人	274万円以上	
2人	312万円以上	
3人以上	以下1人につき38万円ずつ加算した額以上	

(参考)同居の方の所得限度額は、児童扶養手当の扶養義務者等所得限度額と同じです。

申請方法・提出期日

申請書に必要な事項を記入し、証明書類等を添えて令和8年度に通学する学校へ申請してください。また、申請内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

※新入学児童生徒学用品費については、年度当初受付分に限り支給します。随時受付分において、新入学児童生徒学用品費の支給はありません。また、入学前に支給した方については、二重で支給は致しません。

※兄弟姉妹で、小学校・中学校にそれぞれ就学している場合は、それぞれ通学する学校に提出してください。

認定区分	対象者	申請期日	認定日
年度当初受付分	在學生・新中学1年生	令和8年3月10日(火) ※新中学1年生は、上記期日以内に、卒業予定の小学校へ申請すること。 ※添付書類の準備等に時間を要する方においては、年度当初受付分の最終締切を令和8年4月15日(水)までとする。	令和8年4月1日
	新小学1年生または春休み期間中に市外から転入した場合	令和8年4月15日(水)	令和8年4月1日
随時受付分	全学年	令和8年4月16日(木)～令和9年2月26日(金)	受け付けた月の翌月1日 ※4月認定には遡りません。

就学援助の種類と対象者

援助の種類	対象者	支給額(年額上限)	
		小学校	中学校
学用品費	1年生	年額 11,630円 ※年度途中で認定の場合、認定から月割りでの支給	年額 22,730円 ※年度途中で認定の場合、認定から月割りでの支給
	1年生以外の学年	年額 13,900円 ※年度途中で認定の場合、認定から月割りでの支給	年額 25,000円 ※年度途中で認定の場合、認定から月割りでの支給
新入学児童生徒学用品費	小学校新1年生・中学校新1年生 (年度当初認定者のみ支給。5月認定からは対象外。入学前支給受給者も対象外。)	57,060円	63,000円
校外活動費	校外活動(遠足・社会見学等)実施日に認定されている児童・生徒	実費(上限 1,600円)	実費(上限 2,310円)
修学旅行費	修学旅行実施日に認定されている児童・生徒	実費(上限 22,690円)	実費(上限 60,910円)
給食費	認定された児童・生徒 ただし、就学援助の対象となる保護者のうち、次に該当する場合は、援助の対象になりません。 1. 児童扶養手当の一部支給制限を受けている保護者 2. 国民年金保険料の一部を免除されている保護者 ※給食費無償化期間中は全児童生徒が無償化の対象となるため、支給対象外となります。	給食数分	給食数分
医療費	学校健康診断で治療勧告を受けた指定の疾病の治療費(窓口負担額)を支払い、医療希望調査等の提出により支給を希望した方 (※)ただし、生活保護受給者やひとり親家庭医療証受領者等、他の制度により医療機関の窓口で医療費支払負担がない方は対象外となります。	治療に係る被保険者負担分 診療報酬実費(窓口負担額)	治療に係る被保険者負担分 診療報酬実費(窓口負担額)

※支給月は、原則7月・12月・3月の年3回です。

その他

●申請及び認定後、家庭状況に変更が生じた場合(再婚等)や経済状況の好転等により認定要件がなくなった場合は、速やかに岩出市教育委員会 教育総務課へご連絡ください。

●就学援助認定後、年度途中で現況届を提出いただき、認定要件の調査を行います。調査結果により認定取消になる場合があります。

●後日、受給要件に該当していないことが判明した場合、**すでに支給した援助費を返還していただく場合があります。**

●小中学校1年生のお子様において、「令和8年度就学援助費受給申請書(新入学児童生徒学用品費等入学前支給用)」を提出されている方は申請不要です。ただし、兄弟姉妹が通学している場合は、その兄弟姉妹の分の申請が必要です。

●就学援助は学校の集金を免除するものではありません。

●特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者でかつ低収入世帯(世帯収入額が生活保護法の需要額による基準値未満)である場合は、特別支援教育就学奨励費制度の援助もあります。

※就学援助制度または特別支援教育就学奨励費制度について、いずれか一つの制度しか受けることができません。どちらの援助を利用されるかは申請者ご自身でご判断のうえ、申請ください。

【問い合わせ先】岩出市教育委員会 教育総務課総務係

電話 0736-62-2141(内線275)